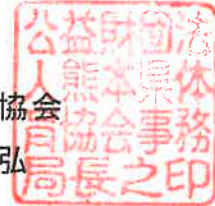


熊体協第334号
令和元年（2019年）6月7日

各加盟団体事務局長 様

公益財団法人熊本県体育協会
事務局長 原 孝 弘



公益財団法人熊本県体育協会「賠償責任保険」への加入について
日ごろから、本会の諸事業推進について、格別の御理解と御協力を賜り感謝
を申し上げます。

さて、近年、都道府県体育協会並びにその加盟団体が主催・共催する競技大
会やイベントにおいて、運営管理上の損害賠償リスクに対する危機管理の必要
性が高まっており、実際に高額な賠償金を命じる判決に至った事例等も報告さ
れています。

つきましては、このようリスクに備えるため、平成25年度から本会が契
約者となり、加盟団体を含め一括で補償対象とする別紙「賠償責任保険」に加
入しており、今年度も引き続き、本会において契約更新を行いましたので御報
告いたします。

なお、大会やイベントにおける「傷害保険等」については、各主催団体等で
加入・対応してください。

また、本保険に関することでの問い合わせや相談等については、下記連絡先
にお願いします。

記

- 1 連絡先 〒861-8012
熊本市東区平山町 2776 県民総合運動公園陸上競技場内
公益財団法人熊本県体育協会 担当：松本
TEL：096-388-1581／FAX：096-388-1584
E-mail:main@kumamoto-sports.or.jp

公益財団法人熊本県体育協会 賠償責任保険について

- 1 契約者 公益財団法人熊本県体育協会
- 2 被保険者 公益財団法人熊本県体育協会並びに加盟団体（72団体）
- 3 保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
- 4 保険期間 令和元年6月21日から1年間（1年更新：7回目／本会で更新済）
- 5 保険料 本会で負担する（年額：554,080円）
- 6 補償 対人対物共通てん補限度額：1事故5億円
免責金額：50万円（当該団体で負担すること）
- 7 補償対象 本会及び本会加盟団体が主催（共催）する大会やイベントに起因し、第三者に生じた対人・対物事故によって生じた法律上の損害賠償責任を補償する。
- 8 保険金を支払う主な場合
保険期間中に生じた下記のような対人・対物事故
 - ・落雷が予想される中で競技を継続し、発生した落雷により参加者が負傷し、損害賠償を請求された。
 - ・イベントの観客を観客席に誘導する際のミスにより、観客が将棋倒しになり負傷し、損害賠償を請求された。
 - ・イベント中に事故が発生したが、主催者の過失によりイベントの中断や救助活動が遅れたため、参加者が負傷し、損害賠償を請求された。
 - ・大会会場の施設に明らかな破損が認められていたにも関わらず、大会を強行開催したため、参加者が負傷し、損害賠償を請求された。
- 9 保険金が支払われない場合
次の事由により生じた損害に対しては、保険金は支払われない。
 - ・保険契約者、被保険者の故意
 - ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
 - ・地震、噴火、洪水、津波または高潮
 - ・特別の約定により加重された損害賠償
 - ・被保険者が行う医療行為等
 - ・施設の修理、改造、または取り壊し等の工事
 - ・自動車、原動機付自転車、航空機、昇降機、船、動物の所有、使用、管理
 - ・販売した商品、飲食物が原因となった食中毒その他の事故 等
- 10 その他 本保険は、法律上の損害賠償責任を補償するものなので、大会期間中の傷害等の補償については、各主催団体等で対応すること。